

会議議事録

会議詳細

日 時 2024年12月6日（金）13時15分から14時15分

場 所 大井町保健福祉センター 2階 第1・2会議室

出席者 久保寺委員 中條委員 吉岡委員 竹縄委員 遠藤委員 瀬戸委員 山下委員
矢吹委員（代理草柳） 貞野委員 廣瀬委員 関田委員

欠席者 米山委員 富岡委員 鈴木委員

事務局 子育て健康課：高野澤副課長 森谷主幹 澤地副主幹 宇佐美副主幹
株式会社名豊（受託業者）：竹村氏

司会：高野澤副課長

本会議は、大井町子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席により成立することを確認。

会議の概要は町のホームページで公開し、議事録作成のため録音することを承諾。

議題1：第3期大井町子ども・子育て支援事業計画素案について

資料1「第3期大井町子ども・子育て支援事業計画（素案）」に基づき事務局より説明。

質疑応答・意見

（委員）：確認だが、「こども」の表記について、今まで「子ども」という表記だったが、いろいろなところを見ると、修正したところも含めて、平仮名の「こども」になっているところが非常に多い。これは国のことどもに関する法令や、ことども家庭庁などを受けて、「こども」を平仮名にしているので、これからは大井町としても、文章で表す場合はすべて平仮名表記するのか。例えば、すでに行われている事業についてはいいが、これからは「こども」を平仮名表記で行くか、そのあたりの基準というか、線引きがはっきりしているといいのではないか。

（会長）：法律的には「子」が漢字で「ども」が平仮名ではないか。所々全部平仮名というところがあるので、これは意図的なのか。説明いただきたい。

（事務局）：先ほど委員がおっしゃった通り、今回「こども大綱」が全て平仮名になっている。また、「こども基本法」や「こども家庭庁」も同じく平仮名になっているので、町としても、国に基づくものに関しては、国に倣った形で平仮名の表記で進めていきたい。なお、今までは「子」が漢字の法律もあるため、それに基づくものについては、漢字表記としたい。従つ

て、この計画書の中では、「子ども」と「こども」が混在してしまっているが、法律や要綱に基づいた形で棲み分けて記載をしているつもりではあるが、一部できていないところもある可能性があるため、実際に完成できるまでには詰めていきたい。町としても、これから進めなければならない「こども誰でも通園制度」についても、平仮名の「こども」という表記になる。

(委員)：21ページの各種調査からみる現状と課題の2つ目で、『自分のことが「どちらかと言えば好きではない」または「好きではない」と回答した子どもが一定数いる状況で、「どちらかと言えば好きではない」と「好きではない」という割合は』とあるが、この「一定数いる」というのは、自分のことが好きというが子どもが一定数いるという事ではないかと思ったのだがいかが。その方が表現としていい。また、「自己肯定感を育む教育体制」という言葉が重すぎる気がするので、「自己肯定感を育む教育の仕組み」のような言葉でよいのではないか。また、下から2つ目の「町に対して意見を伝えたいと思う子どもは…」で、特に若い世代の意見聴取が重要となるということは、意見を伝えたいと思う子どもが少ないから、若い世代の意見聴取が重要となるということではないか。そうすると、「小学生23.3%、中学生17.8%、高校生で8.0%と段々減ってきているため、特に若い世代への意見聴取が重要となる」と「段々減ってきているので」を入れた方がよいのではないか。

(会長)：1つ目については、一定数いるというところが同じ表現になっている。これはいかがか。

(事務局)：1つ目については、おっしゃる通り、例えば「好きな人が一定数いる一方で、好きでないと答えた方がこのくらいいる」という方が表現として正しい。確認して修正する。2つ目の教育体制についても、やはり少し強い言葉であるので、「仕組み」などの柔らかい表現の方が良いので検討する。

(会長)：3つ目については、特に若い世代の意見聴取が重要となるというのは、小学生、中学生、高校生と少なくなっていくのでという意味なのか、全体的に少ないからという意味なのか、その辺が読み取れないということであるがいかがか。

(事務局)：確かに少ないというところで、小学生23.3%が高いわけではないので、全てにおいて高くないというところではあるが、高校生の8.0%が小学生、中学生に比べて、ガクッと下がっているため、そちらも分かるような記載となるよう検討して修正する。

(委員)：先ほど指摘があった、意見聴取が重要というところで、43ページの事業内容のところで、「子どもが意見を表明したり、発表したりする場を設けます」とあるが、これは意見聴取ではないが、意見聴取と意見表明が微妙に違う、そのあたりを確認したい。また、先ほどの21ページのお話の中で、「自己肯定感を育む教育体制が必要です」とあるが、その体制についてはどこかに書かれているか。あれば構わないが、なければ手立てしたい。

(事務局)：「子どもの意見表明の促進」というところについては、「聴取」と「表明」について、もう一度精査させていただき、どのような事業展開をしていくかにより記載方法が変わるので、修正したい。また、「自己肯定感を育む」というところで、第4章では、それについて記載されているところがないと言えながら、強いて言うと、30ページの施策の方向②「幼稚園・保育所・小学校の連携」の中の「思春期部会」というのが、小学校に出向いて、養護教

諭と連携した形で、思春期の心と体の変化という内容で保健師が講義をしている。その中で、テーマとして、自己肯定感を育むとまではいかないが、自分のことが好きであるとか、自分が大切であるということを伝えるような内容としているので、そこが当てはまる。そういう意味では、施策の方向①でも記載をした方が良いので、そこも含めて修正なり精査する。

(会長)：私から2つほど聞きたい。1つ目は、施策の展開で基本目標の1から5まであるが、方向性として新規事業であるが、すでに実施されているので、継続という表現をされているが、第2期から第3期への移行があるので、継続とするならばそれなりの表現をするか、備考で説明があった方が親切ではないか。2つ目は、この施策の展開の中に、新規事業が全て網羅されていないが、これは意図的にそうしているか。

(事務局)：方向性の部分については、再度内部で調整させていただきたい。第2期の計画の中にはなく、第3期にある場合について、新規ではないかという意見でよろしいか。

(会長)：そうするべきということではなく、継続という表現を使うのであれば、その説明があった方がいい。

(事務局)：確かに、第2期から第3期まで5年間の中で、法律が変わったことで、第2期の計画書の中にはなくとも、やらなければいけない事業も多々あったので、その部分についてどのように記載をするかは検討する。また、新規事業が全て網羅されていないという質問であるが、68ページ、69ページの、15番、16番、17番については、今のところ方向性が決まっておらず、町としてどうしていくかというところが決めかねている部分もあるため、第4章に記載ができていないという現状である。18番については、第4章に記載させていただいているので、一部新規事業については入れているということになる。この計画書の中で初めて挙がってきたのが、66ページ、67ページの産後ケア事業と包括相談支援事業になるが、こちらについても、第2期では確かに挙がっていないが、現状のところをご覧いただくとわかるように、令和3年度から産後ケア事業を開始し、包括相談支援事業については、令和4年度から開始しているため、第2期の途中で開始をしている関係上、全くの新規ではないことから、継続と表記をさせていただいている。その部分もどのように記載をしていくかについては、再度検討する。

(会長)：その他質問意見はあるか。なければ、指摘されたことは修正するとして、基本的なところは了承いただいたということでおよろしいか。

議題2：その他

(事務局)：本日欠席の委員から、第4章の施策の展開において、新規の事業と記載されている「こども誰でも通園制度」と「5歳児健診」について、現時点での構想を教えてもらいたいとの質問があったので、これについて現時点での構想をお伝えする。

「こども誰でも通園制度」については計画書の69ページで記載がある通り、国でも令和8年度から全市町村で実施をするようにという話があるため、大井町としても令和8年度から実施をしていく方向で、令和7年度中に検討を進めていきたいと考えている。今のところ見込み1という形でしか記載ができていないが、令和7年度に検討していく中で、保育園や幼稚園とも調整しながら、どのような形で実施する事ができるのかというところを町として考えたい。

「5歳児健診」については、40ページの「小児医療の充実」に記載があるが、こちらについても、昨年度こども家庭庁で、1か月健診と5歳児健診を実施するように、努力義務ということで連絡がきているため、令和7年度については5歳児健診を実施したいと考えている。実施にあたっては、5歳児というと、幼稚園に入園、もしくは保育園に通所している子どもがほとんどであろうかというところで、可能であるならば、幼稚園や保育園の協力を得ながら、実施したい。町外に通園、通所、私立の幼稚園も含めて、そのようなお子さんについては、集合形式で1か所に来ていただくやり方が可能であるならば、そのような形で進めていきたいが、小児科医の協力がないと難しく、小児科医自体が非常に少ないので、そのあたりをどのようにしていくのかは、医師会と調整させていただこうと考えている。

続いて、パブリックコメントについて、本日意見いただいた内容についても考慮させていただき、修正等したものをパブリックコメントとして、令和7年1月6日（月）から1月20日（月）までの2週間に目途に実施をしたい。また、本日欠席の委員には修正版の資料が届いていないため、改めて修正版の資料をお届けさせていただき、意見をいただき、その意見等も反映させて掲載する。

閉会

本日の会議は以上で終了となります。

次回は令和7年2月21日（金）13時15分からとなります。ご協力ありがとうございました。